

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等)

| | |
|-------------|------------|
| 泊発電所3号炉審査資料 | |
| 資料番号 | 資料4-3 |
| 提出年月日 | 令和5年11月21日 |

| ID | No | コメント内容 | ヒアリング日 | 対応状況* | 回答完了日 | 回答概要 | 資料反映箇所 | 積み残し事項の回答予定時期 |
|-----------|----|--|----------|-------|------------------|--|---|---------------|
| 230331-18 | 1 | 資料2-6:添付資料1.13.24) 水源の考え方については、先行審査実績を踏まえ手順着手の判断等、淡水と海水の優先順位について検討し説明すること。 | R5.3.31 | 回答済 | R5.4.26 ヒアリング | 可搬型大型送水ポンプ車により原子炉容器、原子炉格納容器又は蒸気発生器に直接注水するような場合は、補助給水ピット、燃料取替用水ピットが水源として使用できない状況又はこれらのピットを水源とする注水手段がすべて使用できない状況であることから、可搬型大型送水ポンプ車による注水を確実に継続させるため、水源切替による注水中断が発生しない海水を優先して使用する(大飯と同様)。詳細は、各技術的能力のまとめ資料にて整理する。 一方、補助給水ピットや燃料取替用水ピットへ補給する場合は、可搬型大型送水ポンプ車の取水箇所(淡水)が枯渇する場合でも、両ピットがバッファーとなり原子炉容器等への注水が中断することはない、可搬型大型送水ポンプ車の取水箇所を海水に切り替えることが可能であるため、先行PWRの審査実績を踏まえ、淡水を優先して使用する。 なお、補助給水ピット及び燃料取替用水ピットへの補給について、先行PWR同様、淡水優先の方針に変更したこと及び原子炉容器等への注水における相違については、各技術的能力まとめ資料にて相違理由を記載しており重複する内容となることから、泊オリジナルで作成していた添付資料1.13.24「可搬型大型送水ポンプ車の水源選択に係る方針」による改めての説明は不要と判断し、添付しないこととする。 | 第505回ヒアリング 資料3-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.5.0)』 p.1.13-372~380 | |
| 230623-12 | 2 | 比較表1.13-544ページ) 炉心損傷時にSGドライアウトの可能性があるのであれば、SG2次側への注水についてどのようなパラメータに基づき注水していくのか(注水しないのか、温度差により伝熱管の損傷の可能性があっても注水するのか。注水するならばどのように注水するか) 確認し説明すること。 | R5.6.23 | 回答済 | R5.7.28 ヒアリング | 左記コメントに対し、資料4-1『炉心損傷時に蒸気発生器がドライアウト状態となった場合の蒸気発生器2次側への注水について』にて回答する。 本資料は、技術的能力1.13ヒアリングにおけるコメントへの回答資料であるが、技術的能力1.0 添付資料1.0.6『重大事故等対応に係る手順書の構成と概要について』の補足資料として整理する。 | 第559回ヒアリング 資料4-1『炉心損傷時に蒸気発生器がドライアウト状態となった場合の蒸気発生器2次側への注水について』 | |
| 231019-05 | 3 | 資料5-2 1.13-55ページ) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替えて使用する設備について、他社との比較も踏まえ列挙した設備が妥当か検討し説明すること。 | R5.10.19 | 本日回答 | | 「燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え」で使用する設備については、女川2号炉では、水源及びポンプに限定して整理しているのに対し、泊3号炉は、他条項で整理している当該水源を用いた注水手順で使用する設備に合わせたため、水源及びポンプに加え、注水先までの設備や付随する電源設備も該当すると整理している。しかしながら、水源切替え手順で使用する目的の設備を直接的に表しているのは、水源及びポンプであると考えられることから女川の審査実績も踏まえて、ポンプから注水先までの設備及び付随する電源設備の記載を削除する。 | 資料4-1『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.14.0)』 p.1.13-45~47,320,418 資料4-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT113 r.13.0)』 p.とりまとめた資料-10 p.1.13-55~57,406,537 | |

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。